守谷市告示第７４号

令和６年度守谷市医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱を次のように定める。

　　　令和７年６月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　守谷市長　　松　丸　修　久

令和６年度守谷市医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、エネルギー価格の高騰により増大する医療機関及び福祉施設等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るため、光熱水費等の負担が増大している医療機関及び福祉施設等を運営する法人又は個人に対し、予算の範囲内において守谷市医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、「医療機関・福祉施設等」（以下「事業所・施設」という。）とは、別表第１及び別表第２に掲げる事業所・施設であって、市内に所在するものをいう。

（支給対象者）

第３条　支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）令和６年１０月１日時点において、当該事業所・施設の開設について所轄の行政庁の許可若しくは指定等を受け、又は届出をしていること。

（２）別表第１又は別表第２のいずれかの区分の各要件を満たす事業所・施設を運営する法人又は個人であること。

（３）支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと。

（支給額）

第４条　本支援金の支給額のうち、光熱水費等に係るものは、次の各号により算出した額とする。この場合において、算出された支給額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）令和５年光熱水費に物価上昇率（４．１％）を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に、令和６年４月１日以前に開設した事業所・施設にあっては２分の１を、令和６年４月２日から令和６年１０月１日までに開設した事業所・施設にあっては、４分の１を乗じて得た額とする。ただし、別表第２に掲げる対象事業所・施設種別が計画相談支援、障害児相談支援又は児童クラブに該当する事業所・施設にあっては、令和６年４月１日以前に開設した場合は基準額と同額とし、令和６年４月２日から令和６年１０月１日までに開設した場合は基準額の２分の１を乗じて得た額とする。

（２）前号によりがたい事情があると市長が認める場合には、別途算出できることとし、その取扱いは別に定める。

２　食材料費等に係るものは、別表第３のとおりとする。ただし、令和６年４月２日から令和６年１０月１日までに開設した事業所・施設のうち、医療機関においては別表第３で得た額に５分の３を、それ以外の施設においては、別表第３で得た額に２分の１を乗じて得た額とする。

３　車両燃料費に係るものは、別表第４のとおりとする。ただし、令和６年４月２日から令和６年１０月１日までに開設した事業所・施設においては、別表第４で得た額に２分の１を乗じて得た額とする。

（不支給要件）

第５条　前２条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

（１）守谷市暴力団排除条例（平成２３年守谷市条例第１６号。以下「条例」という。）第２条第１号又は第３号に規定する者（以下「暴力団等」という。）

（２）代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）に条例第２条第３号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者・施設

（３）暴力団等が実質的に経営を支配するもの

（４）別表第２のうち国・地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所・施設（指定管理を含む。）

（５）事業を営む個人であって、事業所得の申告（確定申告又は市県民税申告）をしていない者

（６）偽りその他不正の手段を用いて、本市から給付金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがある者

（７）前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

（支援金の申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和６年度守谷市医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼宣誓・同意書（様式第１号）及び施設内訳書（様式第２号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、事業所・施設を運営する法人又は個人は、原則として、市内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して市長に申請するものとし、この申請は、対象となる事業所・施設１箇所につき１回限りとする。

２　前項の申請期間は、令和７年８月１日から令和７年１０月３１日までとする。

（申請のみなし取下げ）

第７条　市長は、関係書類に不備等があり、申請者に連絡・確認がとれない期間又は申請者が不備修正に応じない期間が３０日間続いた場合には、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

（支援金の支給の決定等）

第８条　市長は、第６条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。

２　市長は、申請額と同額の支給を決定した場合は、申請者が指定する口座への振込をもって、支援金支給決定の通知に代えるものとする。ただし、申請額と異なる額の支給を決定したときは、申請者に対し、令和６年度守谷市医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第３号）により、その旨を通知するものとする。

３　市長は、第１項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、令和６年度守谷市医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第４号）により、その旨を通知するものとする。

（検査及び報告）

第９条　市長は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

２　申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（支給決定の取消し等）

第１０条　市長は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（支援金の返還等）

第１１条　市長は、前条第１項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

２　市長は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

３　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第１項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

４　第１項の規定に基づく支援金の返還及び第２項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、公示の日から施行する。

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第８条の規定により交付決定された交付金に係るこの告示の規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

別表第１（第２条、第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 要　件 |
| 医療機関 | 病院・有床診療所 | 保険医療機関であること |
| 無床診療所（医科・歯科） | 保険医療機関であること |
| 助産所 | 令和５年度以降に分娩又は妊婦検診等の実績があること |

別表第２（第２条、第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 対象事業所・施設種別 |
| 介護施設 | 入所系 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所（空床型を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床型を除く。）、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム |
| 通所系 | 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。）、通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設、保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 訪問系 | 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導（保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く。） |
| 障害福祉施設 | 入所系 | 障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所（空床型を除く。）、共同生活援助、宿泊型自立訓練 |
| 通所系（者） | 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、療養介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援 |
| 通所系（児） | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 相談系 | 計画相談支援、障害児相談支援 |
| 幼児施設・児童クラブ | 幼稚園 | 幼稚園 |
| 保育所等 | 保育所、地域型保育事業所 |
| 認定こども園 | 幼保連携型、幼稚園型、保育所型 |
| 認可外保育施設 | 認可外保育施設（居宅訪問型認可外保育施設を除く。） |
| 児童クラブ | 児童クラブ |

別表第３（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 支給額 |
| 医療機関 | 病院・有床診療所 | ９,１００円×令和６年１０月１日現在の病床数 |
| 介護施設 | 入所系 | １０,０００円×令和６年１０月１日現在の入所者数 |
| 障害福祉施設 | 入所系  （障害者支援施設及び障害児入所施設に限る。） | １０,０００円×令和６年１０月１日現在の入所者数 |
| 幼児教育・保育施設 | 幼稚園、保育所等、認定こども園、認可外保育施設 | ２,０００円×令和６年１０月１日現在の児童給食提供人数 |

別表第４（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 支給額 |
| 介護施設 | 訪問系 | ２０,０００円／事業所 |
| 障害福祉施設 | 訪問系、相談系 | ２０,０００円／事業所 |